個人情報を適切に管理するための留意点

- 人種や病歴などの「要配慮個人情報」は、特に取り 扱いに配慮が必要。
- 校内では、生徒本人・保護者の同意がなくても情報 共有が可能。他校はもちろん、付属校や PTA との 情報共有には、生徒本人・保護者の同意が必要。
- 校内研修などで、個人情報の取り扱いについての知 識を確認し、徹底した管理と適切な共有を図る。

番号や記号も含まれる 特定の個人を識別できる情報であれば、 被害を最小限にとどめるためにどう対応すればよいのか。

教授が解説する本コーナー。第13回は、

個人情報の管理について解説する。

学校の危機管理について研究する坂田

学校で起こり得る危機に対し、

どのような備えをしておくべきか。

事

故や災害などが発生したら、

罪被害に遭った情報などが該当します(図)。 個人情報」 に配慮が必要と規定されているのが、 あれば、その情報は個人情報に該当しません。 は卒業生の情報も保管していますが、故人で が識別できる番号や記号も含まれます。 ちろん、学籍番号など、その情報単体で個人 す。氏名や生年月日、 及び特定の個人を識別できる情報を指しま 他の不利益が生じないよう、 人情報の中でも、 人情報とは、生存する個人に関する情報 です。 人種や病歴、 住所、 不当な差別や偏見、 顔写真などはも 犯罪履歴、 特に取り扱い 「要配慮 そ 犯

人情報に関する法律には、

一個人情報保

示すことが義務づけられています。未成年

ても、 2023年4月1日以降は、 報保護条例」 学校の設置者である自治体が定めた 含まれます。公立学校については、 る対象とした法律で、私立学校もその対象に 護法(*1)」があります。 個人情報保護法の共通ルー が適用されてきました。 民間事業者を主た 公立学校につ ルが適用 これまで 個人情 しかし

への個人情報の提供は

できるよう、 護者の同意が必要であり、 れることになりました。 第三者 緊急事態等を除き、本人の同意が必要 人情報を取得する際には、 取得目的を可能な限り具体的 同意の可否を判 生徒本人・

の管



日本女子大学 教職教育開発センター 教授 坂田 仰

大阪府の公立高校に勤務後、東 京大学大学院法学政治学研究科 公法専攻博士課程単位取得退 学。1996年、日本女子大学に 赴任。専門は、憲法学、公教育 制度論。2021年9月に『新訂 第4版 図解·表解教育法規』(共 著、教育開発研究所)を出版。

*1 正式名称は、「個人情報の保護に関する法律」。

断

※プロフィールは、2023年3月時点のものです。

[個人情報]

図 個人情報の基礎知識

• 生存する個人に関する情報+特定の個人を識別できる情報 例:氏名、生年月日、個人識別符号が含まれるものなど

「要配慮個人情報]

- 原則、本人の同意なしに取得してはならない
- 人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害情報
- その他本人に対する不当な差別、偏見、その他の不利益が生じ ないように、特に配慮を要するものとして政令で定めるもの

例:身体障害、知的障害、精神障害があること 健康診断、その他の検査の結果 本人を非行少年、またはその疑いがある者として、保護処 分等の少年の保護事件に関する手続きが行われたこと

[教師間・学校間での個人情報の共有]

- 校内:生徒本人(保護者)の同意がなくても共有できる
- 校外 (進学先、PTA など):情報提供には、生徒本人の同意が必要
- 法令により提供義務: 指導要録、健康診断票
- 実務上提供が望ましい:個別の教育支援計画

※坂田教授の取材を基に編集部で作成。

ば第三者とみなされます。

なお、

「指導要録

生徒本人の同意が必要です。

同

設置者や同

第三者である他校に情報提供する場合

は

法人の付属校であっても、

事業所が異なれ

生命、 病院 場合です。 報を提供しても問題はありません。 故に遭った生徒の保護者と連絡が取れない な時にも、 がある場合で、 民に通告の義務があります。 学校に生徒の血液型を教えてほしい から問い合わせがあった場合などは、 身体または財産を保護するために必要 例えば、 情報提供ができます。 本人の同意を得ることが困難 児童虐待は、 ほ かにも、 例えば、 法令上、 人の

事

と

た

情

達すれば、

本人の同意のみで問題はありませ

が、

保護者の同意を取っておいた方が無

用

必要です。

高校生の場合、

成年年齢

の

18歳に

生徒本人・保護者の同意が原則必要です。

生徒本人や保護者の

同意がなくても、

の情報提供が認められる例外が

取得した情報を第三者に提供する場合は

なトラブルの防止につながります。

歳以下の子どもについての個 場合のガイドラインがあり、

般的

15

0

かあります。

その1

つが、

法令に基づ

<

と

玉

0 に

取得に は

本人と保護者

(法定代理·

人等) 人情報

の同意が

付属校やPTAの場合は同意が必要 校内の教師間では本人の同意なく共有可能 能

しょう。 提供した情報の内容を記録しましょう。 えた情報共有はできません。 くても可能です。 トラブルが起きた際の証拠となります。 教師間の情報共有は、 拠、 さらに、 一者への情報提供にあたっては、 提供年月日、 まず、 ケースごとの留意点を見ていきま 学年間や分掌間など、 ただ、 提供先、 取得目的の範囲 生徒本人の同意がな 提供対象など 校内で 提供 を超 万

間 援を行うため、 東京都では、 上で引き継ぐことが望ましいとしているも 部科学省が、 生徒本人の同意は不要です(*2)。また、 供義務があることが法令で定められてお に、「個別の教育支援計画」(*3)があります。 で引き継ぐよう努めるとしています。 健康診断票」 生徒本人・保護者の同意を得 長期的に一貫性のある的確な支 保護者の同意を得た上で学校 は、 進学先や転校先 へ の 提

るため、 ネット上に流出してしまい、 らが外部に漏洩すると、特に現在は、 は、 旨を明記し、 取得時に、 に際しては生徒本人の同意が必要です。 学校が保有する生徒や教職員の情報 PTAは第三者に該当するため、 要配慮個人情報が多く含まれます。 徹底した情報管理が必要です。 PTAに情報提供することがある 同意を得ておくとよいでしょう。 削除が難 イン 情報提供 しくな 0 情報 タ そ 中

適切 てほしいと思います。 適切な支援ができないといった事態が生じ が共有されるべき人に共有されず、その結果 ことです。 ねません。個に応じた支援は、 家庭状況などを把握しているからこそできる 正 ただ、 いい な情報共有を図っ あまりに慎重になりすぎると、 取り扱いについ 校内研修などを通じて、 て、 て理解し、 生徒を支えてい 生徒の特性 教師 個 |人情 蕳

* 2 指導要録は学校教育法施行規則第24条、健康診断票は学校保健安全法施行規則第8条による。 *3 障害のある児童生徒の一人ひとりのニーズを正確 に把握し、教育の視点から適切に対応するという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後まで一貫して的確な教育的支援を行うことを目的とする もの。高校についても、新学習指導要領の総則において、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用が明記された。